

## 日立市空家等対策協議会条例

### (設置)

第1条 空家等対策の円滑な推進を図るため、日立市空家等対策協議会  
(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）が同条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 不動産に関する専門的な知識を有する者
- (2) 建築に関する専門的な知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、第2条に規定する審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料

の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第 9 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表附属機関の項中

「

日立市いじめ再調査委員会の委員	日額	6,000	〃
-----------------	----	-------	---

を

」

「

日立市いじめ再調査委員会の委員	日額	6,000	〃
日立市空家等対策協議会の委員	日額	6,000	〃

に

」

改める。